

農業所得の申告における注意点

(町民税務課)

農業所得は収入の大小にかかわらず、すべて収支計算によって申告者ご自身で計算し、申告いただきます。

(申告の注意点)

- ・農業所得に係る記帳と帳簿書類の保存が必要となります
- ・収支計算書の作成は原則、申告者ご自身で行っていただきます(予め計算書の作成がお済みでない方は、申告会場の混雑を避けるため、別室にて作成をいただきますのでご了承下さい)
- ・販売を行わず、家事消費分のみを生産をする農業者も申告をしてください(農業所得の申告をすることにより、翌年度の所得証明書等で所得額の証明が可能となります)
- ・販売を行わなかった農業者で、収支計算書を作成した結果、農業所得がマイナス所得(赤字)である場合、そのマイナス所得を他の所得と合算することはできません
- ・青色申告は、納税者自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算し、納税する制度ですので、役場での申告受付はできません

(事前相談会のお知らせ)

平成26年2月上旬に農業所得事前相談会を予定しています。確定申告の期間中は混雑が予想されますので、申告がスムーズに行えるよう、ぜひ相談会をご利用ください。

なお、収支計算書の様式は1月中旬に役場窓口へ備え付ける予定です。

お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

県税納税証明書について

(町民税務課)

県税事務所では、車検用納税証明書の他に、次の2種類の証明書が発行できます。

- ①税目別、年度ごとの納税状況の証明書
 - ②すべての県税についての未納のないことの証明書
- 申請前に、どちらが必要かご確認ください。

申請に必要なもの

- ・納税義務者の印鑑
- ・証明手数料(現金)
- (1件につき400円)

※代理人申請の場合は、委任状が必要です。

※直近(約2週間程度)に県税を納めた場合は、その領収書をご持参ください。

お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所境支所
☎(87)1120

カラス駆除の実施について

(産業課)

有害鳥獣(カラス)の銃器による駆除を次のとおり実施します。

- 1回目 12月1日(日)
- 2回目 1月5日(日)

両日とも日の出から日の入りまで(悪天候でも実施します)

実施区域 五霞町全域

お問い合わせ

産業課 地域産業G
☎(84)2582 (直通)

日本赤十字社資にご協力ありがとうございました

(健康福祉課)

町民のみなさんには、行政区等を通じて1,947名の方から社資として986,900円の寄付をいただきました。(平成25年10月末現在)

みなさんからご協力いただいた活動資金は、国の内外にわたる災害救援をはじめ、救急法等の普及、赤十字ボランティア・青少年赤十字メンバーの育成、乳児院の運営、医療事業、血液事業、国際救援など幅広い活動

に役立てられています。

1年を通して社資等を受付していますので、今後とも赤十字事業に対し、ご理解とご支援をお願いいたします。

お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

平成25年工業統計調査にご協力ください

(総務課)

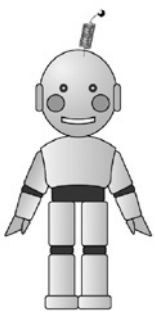
平成25年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、12月31日時点で実施します。

調査の実施にあたっては、12月から平成26年1月にかけて調査員が伺います。

調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外の資料(税)に使用することは絶対ありませんので、ご理解ご協力をお願いします。

お問い合わせ

総務課 企画政策G
☎(84)1111 (内線227)



工業統計キャラクター
コウちゃん